

綾瀬市地域サロン事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、綾瀬市の委託を受けて実施する、高齢者の寝たきり及び認知症の予防、孤独感の解消、生活範囲の拡大等を目的とし、高齢者が地域で気軽に集える継続的な集いの場（以下「サロン」という。）を運営する団体に対し、予算の範囲内において、綾瀬市地域サロン事業助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(サロンの種類)

第2条 この要綱に定めるサロンは、次のとおりとする。

- (1) 地域ふれあいサロン
- (2) 地域ランチサロン

(助成対象団体)

第3条 助成対象団体は、第1条の趣旨を十分に認識し、地域福祉活動に積極的に取り組む住民による団体等（以下「助成対象団体」という。）とする。

(助成対象事業)

第4条 この要綱における助成の対象とする地域ふれあいサロンは、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地域内のおおむね65歳以上の高齢者（以下、「高齢者」という。）が参加できること。
- (2) 開催回数は、月1回以上とすること。
- (3) 参加者数は、高齢者が毎回5人以上とすること。
- (4) 開催時間は、90分以上とすること。
- (5) 高齢者の閉じこもり防止を図り、要介護状態への進行を予防すること。
- (6) 参加者と助成対象団体が、個々の持つ力を発揮しながら、一体的な運営ができること。
- (7) 高齢者と世代の異なる市民が気軽にふれあえる交流の場とすること。
- (8) 生きがいを積極的に推進する運営方法とすること。

2 地域ランチサロンは、前項の各号に加え、食事の提供又は、食事作りを中心とした交流事業であることとし、助成対象団体において企画するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる活動を行う場合は、助成の対象としない。

(1) 趣味活動のみの活動又は老人クラブ等のグループが、当該グループ会員のみのために実施する活動

(2) 営利活動、宗教活動又は政治活動

(3) 助成対象団体のみを対象とした例会、総会、学習会、役員会等
(実施場所)

第5条 サロンの実施場所は、助成対象団体がサロンごとに確保するものとし、自治会館、集会所又は、この事業の目的に理解のある民家等の施設で地域の高齢者等が集まりやすい場所とする。

2 地域ランチサロンについては、前項の規定のほか、調理をする場合は、衛生面を十分配慮出来る場所とする。

(参加費の徴収)

第6条 助成対象団体は、活動の自主運営及び活動の継続性を図るため、サロン事業に要する必要経費の一部を参加費として、参加者から徴収できるものとする。

(助成金の額)

第7条 助成対象団体に交付する助成金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 地域ふれあいサロンについては、1月6,000円とする。

(2) 地域ランチサロンについては、1回6,000円とする。

(助成金の申請(変更))

第8条 助成を希望する団体は、綾瀬市地域サロン事業助成金(変更)申請書(第1号様式)により申請するものとする。

2 事業内容を変更する場合は、同様に第1号様式にて変更申請を行うものとする。

(交付決定(変更)通知書)

第9条 本会会長が前条の申請を受けたときは、綾瀬市地域サロン事業助成金(変更)交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 本会会長は、前条第2項の変更申請を受けたときは、第2号様式により通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条より助成金の交付決定を受けた助成対象団体は、綾瀬市地域サロン事業助成金交付請求書(第3号様式)を本会会長に提出しなければならない。

(実績報告の提出期日)

第11条 毎年4月1日から翌年3月31日の間に実施した実績を綾瀬市地域サロン事業実績報告書(第4号様式)にて3月末日までに、本会会長あて報告するものとする。

(秘密保持)

第12条 助成対象団体は、サロン事業で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、綾瀬市と協議のうえ、本会会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

綾瀬市地域サロン事業助成金（変更）申請書

年 月 日

綾瀬市社会福祉協議会長 様

申請者 住所又は所在地

名称

氏名又は代表者氏名

印

年度において次の事業を行いたいので、助成金を申請します。

<p>(事業、事務の名称)</p> <p><input type="checkbox"/>地域ふれあいサロン</p> <p><input type="checkbox"/>地域ランチサロン</p>	<p>(交付申請額) 円</p> <p>(算出の基礎)</p>
<p>(事業、事務の目的及び内容)</p>	
<p>(事業、事務費の使途)</p>	
<p>(事業、事務費の財源内訳)</p>	
<p>(添付書類)</p> <p>1</p> <p>2</p>	

第2号様式（第9条関係）

綾瀬市地域サロン事業助成金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会

会長

印

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市地域サロン事業助成金の
交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

- | | |
|---------|----|
| 1 交付申請額 | 千円 |
| 2 交付決定額 | 千円 |
| 3 交付条件 | |

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更申請を行って、変更決定通知書により決定を受けてください。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに綾瀬市社会福祉協議会長に文書にて報告してください。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに綾瀬市社会福祉協議会会長に報告し、その指示を受けてください。

第3号様式（第10条関係）

綾瀬市地域サロン事業助成金交付請求書

年 月 日

綾瀬市社会福祉協議会長 様

請求者 住所又は所在地

名称

氏名又は代表者氏名

印

年 月 日付助成金交付決定のありました件につきまして、次のとおり
請求します。

1 助成事業の名称	(種類) <input type="checkbox"/> 地域ふれあいサロン <input type="checkbox"/> 地域ランチサロン		
2 助成金の名称	綾瀬市サロン事業助成金		
3 助成金の交付決定額			円
4 今回交付請求額			円
5 添付書類	(1) 交付決定通知書の写 (2) (3) (4)		
6 口座	フリガナ		
	口座名義人		
	金融機関名		支店名
	預金種目		口座番号

第4号様式（第11条関係）

綾瀬市地域サロン事業実績報告書

年 月 日

綾瀬市社会福祉協議会長 様

請求者 住所又は所在地

名称

氏名又は代表者氏名

印

年 月 日付助成金交付決定を受けた助成事業の実績を次のとおり報告
します。

1 助成事業の名称	(種類) <input type="checkbox"/> 地域ふれあいサロン <input type="checkbox"/> 地域ランチサロン
2 助成金の名称	綾瀬市サロン事業助成金
3 助成金の交付決定額	円
4 執行済額	円
5 事業の状況	(1) 事業実績状況報告書 (別紙) (2) 事業収支報告書 (別紙) (3) (4)

年度 綾瀬市地域サロン事業実績状況報告書

事業の実施内容（複数記入可）
事業の周知状況法
添付書類（申請時以外の周知用チラシ等がある場合）

No.	実施日	場所	参加者	
	年 月 日 () : ~ :		参加者	うち65歳以上
			人	人
	年 月 日 () : ~ :		参加者	うち65歳以上
			人	人
	年 月 日 () : ~ :		参加者	うち65歳以上
			人	人
	年 月 日 () : ~ :		参加者	うち65歳以上
			人	人
	年 月 日 () : ~ :		参加者	うち65歳以上
			人	人
	年 月 日 () : ~ :		参加者	うち65歳以上
			人	人

